

「総点検委員会」に対する意見書

2008年5月30日（金）

部落解放同盟京都市協議会

1 部落問題解決のための行政は終わってはいない

『特別対策としての同和対策事業は、2001（平成13）年度末をもって終結した。しかしそれは、部落問題解決のための行政課題やニーズがなくなったことを意味するのではなく、その行政課題やニーズを一般施策の活用で行っていくことに変更したにすぎない。

特別対策の根拠法であった『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』が2002（平成14）年3月末をもって打ち切られるが、その前提となったのが1996（平成8）年に出された地域改善対策協議会（以下『地対協』という）の意見具申であった。そこには「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある」とした上で、「特別対策は、事業の実施の緊急性に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである」という認識のもと、部落問題の解決には、特別対策から一般対策を活用した行政へと切り替えていくことを提言したのである。しかも、「同対審答申は、『部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」という一文まで加えている。

京都市においても、『～21世紀・人権文化構築のために～ 特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組』（以下『その後の取組』という）の中で、「平成14年度（2002年度）以降は、施策対象を同和地区又は同和地区住民に限定することなく、住民一人一人の置かれている状況を踏まえた課題に焦点を当てることにより、個々のニーズに応じて施策を実施し、同和問題を解決するうえで残された課題の解決を図っていくこととなります」とした上で、「更に、同和問題を解決するうえで残された課題の解決に当たっては、地対協意見具申の『なお残された課題については、その解決のため、』『工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。』『特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない』

や、同懇意見具申の『特別措置としての同和対策事業の終結が、今後における同和問題解決のために必要な行政の取組を否定するものではない。』、『同和問題の一日も早い解決のために実効ある積極的な取組が行われることを強く要請する』という認識を市政に携わる者一人一人が持つことが不可欠です」という立場を明記している。

地対協の意見具申を受け入れた国や京都市は、特別対策として同和対策事業を行う段階から、部落問題を解決するために必要な一般対策に工夫を加えて活用する段階に移行したのである。しかもそれは、部落民だけでなく、同じような課題やニーズのある人たちをも視野に入れたものである限り、部落の中にある社会資本を、部落問題の解決を基軸としながらも、必要な人が活用できるようにしていくべきなのである。この観点から、京都市の『その後の取組』においても、「学習センターについて、児童、生徒の積極的な交流や自主的利用の場など、地域に開かれた『教育センター』としての活用」をすることや、「『人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民交流と地域コミュニティ活動の振興』を目的とした隣保館のコミュニティセンターへの移行」を、京都市の責任において進められていくものとして、すでに明示されている。したがって、特別対策としての同和対策事業が終結したからといって、その経過からみても、一般対策の活用までも打ち切るとは一言も言っていないのである。

私たちは現在、同和行政の中で培ってきた社会的基盤、成果、知識、スキルを、広く他の人権領域にまで広げ、幅広い人権行政を確立していく段階へ移行していると認識している。幅広い人権行政の中には、当然部落問題を解決するための行政が含まれており、その意味で同和行政が終結したとは考えていない。

2 同和行政の負の側面とは何か？

同和行政が実施されるまで、部落の住環境や生活実態は、消防車も入れないような狭小過密住宅が密集し、そのため、部落は絶えず伝染病や災害の危険にさらされていた。しかも、大半の住民は不安定就労のため貧乏で、子どもたちは義務教育すらまともに受けられないというように劣悪そのものであった。1951（昭和26）年のオールロマンズ差別事件によって、そのような実態は部落差別の反映であり、社会問題として放置しておけないとして、同和対策事業が実施されたのである。もしその時、同和対策事業が実施されなければ、部落の住環境や生活実態はより劣悪になり、その実態を通して、部落に対する「汚い、貧しい、怠惰、粗暴」から、「怖い」といった差別意識がより助長・拡大されていたであろう。

同和対策事業があったからこそ、劣悪な部落の住環境や生活実態が改善され、課題を残しながらも部落問題の解決が進んできたことは周知の事実である。

ただ、部落の住環境や生活実態が低くて当たり前だと思っている人たちは、残念なことに、同和対策事業によって実態が改善されていくことに反感を抱いてしまう。また、なぜ同和対策事業が実施されているのか知らない人々の中には、不信感を抱く人も出てくる。本来なら、そのような人たちに対して、行政は同和対策事業がなぜ必要なのかを説明し、理解してもらう必要があった。しかし、それが十分行われてこなかったため、同和対策事業や部落に対する予断と偏見にもとづいた意識が蔓延するのである。

その意識とは、部落民が差別されるのは、不潔、不衛生で、言語風俗も劣っており、教育の程度も低いからであり、責任は部落民にあるとした戦前の官製融和運動と軌を一にしたものである。そしてそこからは、差別を残している社会の責任を問うことはなく、せいぜい同情してあげましょうという考えが出て来るのが関の山である。それどころか、部落だけが優遇されているという反感すら生んでしまう。

京都市は最近、「同和行政の負の側面」ということを、しきりに強調するようになってきた。どのような事業も、成果と課題があることは当然で、節目節目で事業を総括し、より良い方向に変革していくことは大切な作業である。そのためには、成果や課題を具体的に明示し、点検していかねばならない。しかし、京都市が「同和行政の負の側面」という言葉を使う時は、部落に対する差別的、否定的な問題の要因を、部落の側に求めるニアンスが強く、かなり抽象的かつ恣意的である。「同和行政の負の側面」をいうのなら、その具体的な事例をあげ、関係者や第三者を交え、それが本当の負なのか、本当の負ならそれがなぜ生じたのかを分析し、解決していく方向をオープンに議論すべきではないか。そうでなければ、最近発覚した、就職や結婚の時に部落民を排除するために、大量の戸籍謄本が不正取得された事件までも、「同和行政の負の側面」が生み出したということに責任転嫁されかねない。差別の責任を被差別の側に求めるような考えからは、部落問題にかかわらず、全ての差別問題を社会問題として解決していこうという発想は生まれない。

3 調査なくして発言権なし

京都市は、2000（平成12）年度に『京都市同和地区住民生活実態把握事業』として市内12部落の実態調査を行った。その調査結果が公表されたのは、2007（平成19）年とかなり後になってからである。ただ、2004（平成16）年に開催された「第38回 部落解放研究京都市集会」の分科会で、当時の京都市文化市民局人権文化推進課長が調査について報告している。その報告の中で、「12年度実態調査の主な特徴」として、下記の五点を京都市として認識していたことを明らかにしている。

（1） 人口・所帯

ア 人口は、平成3年度調査と比較し、12,590人から8,172人と35.1%の減と

なっている。昭和59年度と平成3年度調査の減少率は14,075人から12,590人と10.6%の減であり、急激に減少している。また、昭和45年度に比べると半数を大きく割る結果が出ている。これは、死亡などの自然消滅もあるが、社会的な流出が大半を占めている。

イ 世帯数は、平成3年度調査と比較し、4,885世帯から3,873世帯と20.7%減となっている。人口の減少率に比べ世帯の減少率は少ない。

ウ 年齢別では、40歳から44歳の層が、66.8%ともっとも減少の幅が大きい。

エ 高齢世帯（男子65歳以上、女子60歳以上の世帯）は、地区人口減少の中、絶対数では、平成3年度調査で952人であったものが、1,070人とむしろ増加している。

オ 母子・父子世帯も増加傾向が見られる。

（2） 住環境

ア 住居の種類は、市営住宅が80.5%、持ち家16.3%、借家2.0%、賃貸アパート0.8%、その他0.4%と市営住宅の割合が大変高いという特徴がある。総数が減少していることもあり、相対的にその割合も平成3年度調査に比べ14.8%増えている。

イ 市営住宅床面積は36.6㎡と、前回調査に比べ1.1㎡増に止まっている。

（3） 世帯収入

ア 平成3年度調査世帯収入「500～699万円」が16.1%、「700～999万円」が13.5%と1位、2位であったが、平成12年度調査では、1位が「100～149万円」の15.8%、2位が「150～199万円」の11.2%と高収入と低収入の階層が逆転している。また、1000万円以上の高収入層が激減（404世帯→174世帯）し、低収入層が地区の中核をなし、高収入層が流出している現状がある。

（4） 就労

ア これまでの調査では、若い年齢層ほど就労状態はよかったが、12年度調査では、不安定就労者の割合が20歳台前半の方が30歳台後半より多く、若年層の就労状況が悪化している。

イ 地区の高齢化、経済不況の影響もあいまって、就業状態は前回から約11ポイントも低下している。

ウ 若年層の無業者に就職希望では、20歳代の34.3%、30歳代でも42.6%が就

労を希望していなかった。

(5) 教育

ア 就学前教育では、平成3年度と平成12年度を比較すると、京都市の保育所児童数は3.8%増加しているが、地区の保育所の児童数は、39.9%減少している。

イ 小・中学校の児童生徒は、小学校で636人から250人と60.7%の減少、中学校で323人から135人と58.2%の減少である。児童、生徒数の大幅な減少は、教育の問題に大きな影響を与えるものである。

ウ 40歳未満では不就学はなくなっている。平成3年度の20歳代と平成12年度の30歳代を比較すると、高学歴層が大幅に減少している。これは、この9年間に流出した20歳代、30歳代の者の多くは高学歴層であったと考えられる。

京都市は本来なら、この調査結果を詳細に分析し、行政施策に反映させなければならぬはずだ。京都市が調査結果を公表した時、『平成12年 京都市同和地区住民生活実態把握事業度実施報告書（解説版）』も明らかにされたが、それを京都市はどのように受け止め、行政施策に反映したのかは説明はなされていない。

私たちはこの実態調査を現在詳細に分析しているが、現時点における大まかな問題意識は下記の通りである。

1 就労の実態

① 家事も通学もしていない全くの無業者は、全市11.3%に対し部落は25.3%にのぼっている。

② 年代別では、20歳代18.2%、30歳代13.2%となっている。

③ この原因は、部落差別の結果としての低学力が克服されていないため、「正規社員となる」その入り口にもたてていない、部落の子どもたちが多数いるためである。

④ かつては、アフーマティブ・アクションと呼ばれる、マイノリティの救済政策として、京都市の現業職員として部落民の雇用が促進され、経済的安定層が飛躍的に増加した。その結果として、京都市関係職員は34.5%に達しているが、その平均年齢は47歳で、20歳代は11.7%である。調査によると、市職員がいる世帯の年間収入が500万円以上にピークがあるのに対して、そうでない世帯は200万円以下に集中している。京都市への雇用促進が、2001年度以降完全に廃止されたが、この傾向から200万円以下の層が増加していると推測される。

⑤ 自立の条件は、まず安定した収入の確保が必要である。それには、安定した就労ができる労働能力が必要であり、そのための高い学力が要求される。しかし、社会における雇用環境は厳しい中で、戸籍謄本の不正取得等にみられる就職差別の壁がある上に、部落民の低学力が克服されていない実態では、部落民の安定した就労は困難な状況である。京都市への雇用促進に代わる就労対策が、急務であると考ええる。

2 高齢者問題

① 高齢世帯（男子65歳以上、女子60歳以上の世帯）の比率が28%を越え、高齢者のみの世帯や単身高齢者の世帯が目だって増加している。特に、65歳以上の高齢者は、27.9%を占めている。

② 高齢世帯の年収は250万円以下が75%を超え、100万円から150万円未満にピークがある。これは、不安定な就労を余儀なくされた職歴の反映である。

③ 高齢者の多くは老々介護である。一人で生活している人は27.9%ある。必要な介護を受けられないとか、孤独死する高齢者の増加が懸念される。

④ 義務教育すらまともに受けられなかった高齢者が多数いるなかで、福祉サービスを利用するためのサポートは必要不可欠である。しかし、コミュニティセンター職員と地域のつながりは、前回調査の回答率が80.9%あったのが、今回73.1%に減少していることをみると、弱くなっているのではないかと懸念される。

⑤ 部落の高齢化が進む中で、教育や就労が保障されてこなかった部落の高齢者の実態に即した施策が必要であると考ええる。

3 教育

① 京都市民の70歳代と60歳代の最終学歴は、高等学校の卒業者が47.3%と49.4%、大学・短大卒業者が26.7%と20.4%であるのに対して、部落の場合は81.5%と80.2%が初等教育卒業者であった。しかも、不就学者が4.4%と6.4%を占めている。また、京都市民の40歳代と30歳代の最終学歴では、高等学校の卒業者が46.0%と40.6%、大学・短大卒業者が48.3%と52.1%であるのに対して、部落の場合は中学卒業者が38.3%と29.0%、高等学校卒業者が52.3%と49.9%である。学歴においては、歴然たる格差がある。

② 親の学歴や教育歴が、子どもの学力に大きく影響するのは自明であ

る。その不平等を克服し、社会で自立できる能力を培うために、京都市教育委員会は1964年から「学力向上を至上目標とする」同和教育方針を策定し取り組んできた。親の経済力によって、子どもの学力が決定されるという指摘がなされる今日、親の学歴や教育歴が低い上に、経済力の弱い親をもつ子どもたちの多くは、競争社会に参画することすらままならない。そのような子どもたちが、潜在的能力を顕在化させ、競争社会に自らの力で参画できる行政や教育の支援こそ必要であると考え。

③ そのためにも、部落の子どもたちの学力実態と、高等学校・大学進学率を明らかにすべきである。

実態調査が実施されてから8年が経過している。実態調査実施後の部落が、どのように変化したのか知ることなしに、これからの部落に対する行政の在り方を検討できるとは考えられない。まさに、調査なくして発言権なしである。私たちは、貴「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」に、京都市に対して提言を出されるに前に、2000年度の『京都市同和地区住民生活実態把握事業』に関わり、分析を行った人たちの意見聴取をするとともに、現時点における部落の実態調査を実施することを強く求める。

4 部落問題に対する私たちのとらえ方

本来なら、明治政府が1871（明治4）年に出した「穢多非人等ノ称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルベキ事」（太政官布告61号）という解放令によって、出自による差別はなくなっていなければならない。しかしそれが130年以上残り、今日深刻な社会問題として残るには「いわれ」がある。

明治政府は解放令を出したが、それを保障する政策は何一つとらなかった。それどころか、「職業共平民同様タルベキ事」という一文をもって、これまで部落民に許されていた皮革等の專業に誰でも参入できるようになり、皮革や食肉などを扱う近代化に必要な職業は、やがて政府が育成する資本に奪われたため、部落は経済基盤を失い、そこへ、免除されていた租税の負担が平民同様に課され、兵役・教育の義務も負わせられたため、困窮化の道を歩むことになる。これは、士族に対して、秩禄公債を支出し、授産等の保護政策をとったのと、全く対照をなしている。

しかも明治政府は、皇族・華族・士族・平民という新たな身分秩序を設けた。その中で、部落民は「新平民」と呼ばれ、平民と区別され差別されたのである。その上、1871（明治4）年に布告された戸籍法によって作成された『壬申戸籍』には、多くの部落民の戸籍簿に、賤称名や「新平民」「元穢多」といった差別記載がなされていた。この『壬申戸籍』は、1968（昭和43）年に部落解放同盟の闘いによって全面閲覧禁止になるまで、就職や

結婚等で部落民を排除するための身元調査につかわれていたのである。

経済基盤を奪われ、重い負担を強いられ、なおかつ社会の厚い差別のために、思うような仕事に就けなかった部落民が、自立していくのが困難なのは明白である。

近代社会では、生産手段の所有者が、労働者を雇うという形で生産手段と労働が結合され富が生産される。そのため労働者は、より多くの富を生むために必要とされる労働能力によって評価され、その評価によって経済的基盤や社会的地位が決定されるのである。労働能力の質こそが、社会の中で自立して生活していけるための条件なのである。

明治政府は、1872（明治5）年に『学制頒布』を出し、「人々がその身を立て、資産をおさめ、その事業をさかんにして、その人生を完成するものは他でもなく、身を修め、知識を広め、才能や技芸をみがくことによるものである。そして、其の身を修め知識を開き、才能をのばすのは、学ばなければできない」として学校を設けた。そして、「人民は華士族農工商および婦女子を問わず、必ず村に無学の家がなく、家にも無学の人がないように」としたが、その経費は自己負担で、経済力の弱い家庭の子ほど学校教育を受けることができず、自立のための労働能力の質を高めることができなかった。

福沢諭吉も『学問のすゝめ』で、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」というが、「されど今広くこの人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もありて、そのありさま雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。その次第ははなはだ明かなり」とし、「されば賢者と愚人との別は学ぶと学ばざるとによりて出来るものなり」と学問を奨励した。そして、「すべて心を用い心配する仕事はむずかしくして、手足を用うる力役はやすし。ゆえに医者、学者、政府の役人、または大いなる商売をする町人、あまたの奉公人を召し使う大百姓などは、身分重くして貴き者というべし」とし、「人は生まれながらにして貴賤貧富の別なし。ただ学問を勧めて物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となる」という考えを明らかにしたのである。

福沢の論は、近代社会のあり方を示したものであり、広く社会に受け入れられた。そこから、手足を用うる力役に従事する者は学ばなかったからであり、差別されてもしかたがないという社会意識を形成し、それは今日の社会にまで受け継がれている。そこには、貧困等により学べる条件のなかった者への視点はなく、自己責任として切り捨てられているのである。

そのようにつくられた明治体制を、司馬遼太郎は「維新政府は武士と大名の兵力によって遂げられただけに、それらの名誉や権益を多く保存した。華族をつくらねばならず、旧武士階級に対しては士族という俗称をのこすことによってかれらの名誉心と家格意識を慰撫しなければならなかった。一君万民ということが維新の鮮烈な革命思想であったにもかかわらず、地方在郷の地主たちの権益ものこさざるをえなかった」とし、「それが、終戦までつづ

いた。戦前、日本の読書階級というのは、徳川時代もそうであったように多くは旧士族や地主によってつくられていた。どの家も十代以上もつづいている家々で、代々の知的訓練によって家風が十分に深耕され、そこからいわゆる知識階級のにない手が多く出た。戦前的大臣、高級官僚、学者、芸術家、教育機関の主宰者などの出身家庭の多くが、旧士族か地主であったことをおもえば、ほぼ想像できるであろう」（「歴史と小説」集英社文庫）と分析している。

私たちは、部落差別は、部落の経済基盤の崩壊による困窮化、教育の機会が得られなかったことによる低い労働能力からくる自立の困難さと、それらの実態からくる社会の差別意識の再生産によって残されてきたととらえている。だからこそ、部落問題解決の最重要課題は、就労保障と教育保障だと考えており、これからの行政も、その解決へ向けたものであることを強く願うものである。

5 教育と部落問題

日本は周知の通り学歴社会である。どの学校を出たかによって、社会的地位や収入が決定される。そのため、どのような教育を受けたかが、社会で自立していくための大きな条件となる。

1950（昭和25）年の「京都市同和地区実態調査」によると、部落は義務教育への不就学率が高く、数多くの子どもたちが「今日も机にあの子がいない」という状態で放置されていたのである。そこで、1952（昭和27）年に特別就学奨励費が計上され、1954（昭和29）年には補習学級を開設し、不就学児童・生徒の解消と学力補充に取り組むという形で、京都市の戦後同和教育は出発した。

取り組みが成果を上げ、ようやく部落の子どもたちが中学校に就学できるようになると、中学校の卒業をひかえる1、2月ごろ中学生の非行や暴力が頻発するようになってきた。1959（昭和34）年には新聞に報道までされたが、その見出しは「中学生が集団暴行 呼び出し袋たたき家まで押しかける」「いらだった心が爆発」「同和地区暗い就職も響く」となっており、就職差別の壁にぶつかり、自暴自棄となった部落の子どもたちを中心に荒れ出す姿が浮かび上がっている。

就職問題が深刻な課題となっていた1962（昭和37）年、中学生の就職斡旋のための求人説明懇談会が伏見職安の主催で開催され、その場で淀中学校の教師が「みなさんの会社・工場で、第三人を使っているところがあったら、あらかじめ知らせてほしい。多くの場合、第三人の就職はことわれ、毎年頭を痛めている」と要請したのに対し、大倉酒造の担当者が「私のところは、今まで第三人や部落の人はきていないし、今後についても遠慮してほしい」とう発言があり、中学校の先生の告発によって大きな問題となった。

同時期に「成田刺しゅう」でも同じような就職差別事件が問題となり、事態を深刻に受け止めた京都市教育委員会は、翌1963（昭和38）年に『中学校卒業生の進路実態』という調査を行った。京都市教育委員会は調査の報告書で、一連の就職差別事件を「部落差別が、このような観念的差別発言のみにとどまるというだけであれば、問題は比較的単純である、といつていいだろう。なぜなら、そうした企業の露骨な求人差別は、部落の子供の就職を阻害する一つの要因であっても、決してそのすべてではない。部落の経済的・社会的な低位性にもとづく一般的な教育水準の低さ、具体的にいえば、今日の学校教育において、部落の子供達の基礎学力や社会的適応性といったものが、日本社会の現段階における技術革新を伴う社会進歩に直接寄与し得るものとして保障されているかどうか、という反省をしなければならないと思う。もしそれが保障されていないとすれば、そうした保障を不可能にしている具体的な条件を明らかにし、それに伴う行政責任の所在も明確にすることが必要であろう」と総括し、その上に立って、同年に進学促進ホールを開設、翌1964（昭和39）年には「教育の全分野において、それぞれの公務員が、その主体性と責任で同和地区児童生徒の『学力向上』を至上目標とした実践活動を推進する」という『同和教育方針』を策定し取り組みだしたのである。

それは、同和奨学金制度の支えもあり効果を上げ、1962（昭和37）年度の高校進学率が、全市75.0％に対し34.6％しかなかったのが、1972（昭和47）年度には、全市93.9％に対して部落は92.8％と、全市と比較しても遜色ないところまで達した。しかし、1973（昭和48）年の石油ショック以来の長期不況の中で、同和地区生徒の高校進学率は、全市平均との格差が9％強まで開いたこともあり、いわゆる「学習補充」だけでは、真の「学力保障」にはつながらないことから、隣保館や集会所の間借であった学習の場所から、多様な学習経験や体験、自学自習の姿勢の育成、進路展望の拡大、主体的な条件の確立などを目的とした豊かな学習や活動を展開するための施設・設備を整備した学習センターが、1971（昭和46）年以降各地区に建設されていった。そこでのセンター学習や高校生学習会の取り組みは、部落の子どもたちの将来展望を支えてきた。

しかし、高校進学については絶えず私学が公立より上回っており、その上、中途退学率は地区外生徒より2～3倍も出ている。さらに、大学進学率においては未だに格差が続いている状況であり、この現実には、部落の子どもたちに確かな学力を保障しきれておらず、高校進学については、高校増設により高校さえ選ばなければほとんどの生徒が入れるようになったことと、同和奨学金制度という施策の支えがあつて初めて可能であつたという事実を示しているのである。

柏倉康夫氏は『エリートのつくり方—グランド・ゼコールの社会学—』（ちくま新書）の中で、ピエール・ブルデュー氏の「文化的な環境が遺産のように相続される現実のなかでは、エリートの再生産が行われ、機会は世代を経るにつれて平等でなくなる」という指摘を紹介し、「社会生活をおくる上で

一種の資本として機能する文化的な要素、例えば書物やテレビなどの情報を通して獲得された教養や趣味、あるいは絵画や音楽から身についた感性を指し、こうした知識、教養、感性、技能といった蓄積物を『文化資本』とよんだ。『文化資本』はこうした無形のものだけではなく、書物や絵画、ピアノといった物として所有されているものももちろん含まれる。そしてこれらは、親から子どもへ資産として相続される」「文化資本が問題となる最初の場合はいうまでもなく家庭であり、子どもは親の文化資本の枠の中で成長し、意識する以前からその傾向をそのまま受け取ることになる。したがって大量で良質の文化資本に恵まれた環境に成長する子どもは、知識だけでなく感性や趣味についてもそれを受けついで育っていく」「こうした家庭での教育を次に学校がひきつぐ。教育制度が発達したところでは、子どもが高学歴になる確率が高く、文化資本の多寡が確実に子どもにも継承されていくのである」「ブルデュー氏が指摘するこうした世襲化がますます進むとすれば、国家が受験の機会をすべてのものに平等にあたえることを要とするフランスの教育制度は、社会の固定化を助長することになりかねない」と書いている。戦後まで、義務教育すらまともに保障されてこなかった部落にあって、子どもたちの家庭の文化資本は脆弱で、何らかの具体的施策を行わなければ、低学力の再生産につながっていくのは明白である。

とりわけ今日の日本は、生き残り戦略として構造改革が叫ばれ、過激な競争を「自己責任」の名のもとで求められている。それは、経済力や豊かな文化資本を持つ家庭の子どもには有利だが、そうでない子どもにとっては「競争に参加する」権利さえ剥奪されることを意味している。しかも部落の子どもたちの学力は、最近特に低位に集中しているという。だからこそ、「技術革新を伴う社会進歩に直接寄与し得る」基礎学力や社会的適応能力を、部落の子と同じような条件や課題をもつ子らをも対象にして、地区内の学習施設を視野に入れた取組が必要なのである。そのような視点で取組んでいるK学習施設では、2006（平成18）年度の一年間に延べ20000人以上の子どもたちが活用しており、そのうちの約3割が地区外の児童・生徒である。一日にすれば50人以上もの子どもたちが利用しているという事実は、学校以外の場所としてこうした教育施設を求めるニーズがあるということは明白である。だからこそ、現在、学習施設が「同和地区にだけある」ことが問題なのではなく、「市内のいたるところにない」ことこそが問題であり、教育の先進都市として、こうした施設の全市展開こそが必要なのである。

また、同和奨学金制度は、部落の子どもたちの進学を支える上で、大きな役割を果たしてきた。しかし、それが打ち切られた影響は、計り知れないものがある。

日本の奨学金制度は極めて貧弱で、とりわけ成績低位生徒や貧困家庭には冷酷である。2007（平成19）年の毎日新聞の報道によれば、日本学生支援機構の奨学金を申請し、成績や所得などの基準を満たしているにもかかわらず、貸与対象から漏れた高校生が選考で約10万人にも上ったという。

生活保護所帯の生徒も選考から漏れた中に含まれているのは、選考基準が所得より成績が優先するかららしい。このような制度のもとでは、成績が低く貧困な家庭の子どもは、選考対象にもならない。要は、成績低位の子や、貧困な家庭の子は進学をあきらめろと言っているに等しい。同和奨学金は、そのような子を救える制度として機能していた。

中学しか卒業できなかった貧困家庭の子どもたちにとって、社会に出てどのような仕事に就くことができ、どのような生活を営むことができるだろうか。本来なら、次世代を担う子どもたちの教育費は、社会的費用として社会が負担すべきものではないだろうか。同和奨学金制度を、部落外の同じ条件の子どもたちにも適用できるようにしてこなかったことと、高校義務化の運動を推進できなかったことは、部落解放運動として強く反省している。

6 コミュニティセンター等のあり方について

(1) 部落と隣保館の歴史的なつながり

隣保館は、19世紀後半にイギリスで誕生したセトルメント、トインビーホールの影響を受け、日本では明治後期にスラム地区対策として民間の社会事業家によって設置された。部落に隣保館が設置されるのは米騒動以後であり、全国水平社が創立され差別糾弾闘争が展開されるなかで、融和事業として進められた。戦前の隣保館は、被差別の責任が地区住民の側にあるとして、感化救済・矯風改善事業としての活動を行ってきたが、それらは治安対策的色彩が強く、公営隣保館が設置されたのは、そのような役割を果たす施設ととらえられたからだと考えられる。

京都市では、「1936（昭和11）年4月、京都市は既設の託児所並びに家事見習所を隣保館と改称した。託児所創設の1921（大正10）年頃は、事業自体も揺籃期にあり、隣保館事業や隣保館の名称は一般に普及せず、託児所の名称を冠したのであったが、隣保事業拡大への要望から託児所という名称の下にこれを行うことを適当とせず、名実ともに総合的社会事業施設とする必要から、託児所と家事見習所を結合し、隣保館と称することとなった。京都市の経営する託児所は、児童が保健上・精神上各種の害に染まることを保育によって防止し、さらに進んで受託保育することにより、その家庭の労働能力を増進させようとするものであった」（『京都市児童福祉百年史』京都市児童福祉百年史研究会編集）という経過で隣保館が確立された。

では具体的に、どのように建設され、運用されたのかをみていく。

『京都社会課季報』に、東七条隣保館が1927（昭和2）年に開設されたことが報じられている。そこに掲載されている『京都市立東七条隣保館規則』には、「京都市立東七条隣保館ハ教化、娯楽其ノ他ノ社会的事業ヲ行ヒ、兼ネテ公衆集会ノ用ニ供スルヲ以テ目的トス」と目的が記載され、「講習乃講演ニ関スル事項」「集会ニ関スル事項」「図書乃新聞雑誌ノ閱

覧ニ関スル事項」「娯楽乃体育ニ関スル事項」「諸種ノ相談乃紹介ニ関スル事項」「乳幼児保護ニ関スル事項」「授産ニ関スル事項」「救済ニ関スル事項」「其ノ他必要ナル社会的事業」を実施するとされている。建設費については、総額壺万九千四百円に対し、篤志家の寄付金と町内有志の寄付金が壺万五千四百円、残りは京都市の補助金を充てたとしている。

また、秋定嘉和池坊短期大学名誉教授の著書『近代日本の水平運動と融和運動』によれば、「京都市における託児所の開設－発展をみるのも『同和地区』におけるものを端緒としている。1919年、民間による寄付金によって成立をみた三条の大橋東三丁目東入長光町の協同夜学校の昼間利用にはじまる」とし、「新市域である改進黨地区の託児所も京都市合併により1932年、市営へ移管をみるが、この運営は、従来は『風紀、衛生、生活の改善を目的とする共立自治会』が当たっており、ここでも融和団体のもつ地区への影響は大きかった」と指摘し、部落民自らも汗と血を流してきた事実を紹介している。この事実を見ると、地区住民が、自分たちの地域の財産として認識していたとしても当然であろう。そして、隣保館へと組織替えされたのは、「従来のように、青年職業教育と幼児教育が切り離されるのではなく『幼児・少年・少女・青年・処女・婦人・成人と、対象市民の年令・性別に応じて夫々教育的事業、修養自治に関する事業、保健衛生、児童保護に関する事業、経済的施設事業、慰安娯楽事業、各種相談事業を行い、』『年中無休、毎日午前七時から午後一〇時迄開館』した。このように、一地区全体の教育、相談、自治の機関としての機能が転換」したとしている。

これらのことからして、隣保館は設置目的に色々問題はあったとしても、部落民にとって必要不可欠なものとなっていたのである。そして、国や京都市もその役割を認めていたからこそ、京都市においては、1948（昭和23）年という戦後いち早い時期に「京都市隣保館条例」を施行したし、戦後の国の同和対策は、厚生省が1953（昭和28）年に隣保館設置費補助金を計上することから始まったのである。だから、コミュニティセンターと名称が変わったからといって、その歴史的背景と役割を無視した運用は問題であるし、多くの効果も期待できないと私たちは考える。

(2) コミュニティセンターに期待する役割

『京都市コミュニティセンター条例』の第1条には、コミュニティセンターを「人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動（以下『コミュニティ活動』という。）を振興するための施設（以下『コミュニティセンター』という。）を設置する」と規定している。そこに書かれている、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業とは、まさしく「隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料

金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう）」そのものである。

地対協意見具申では、部落問題を一般施策で解決するための工夫の方向として、「社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される」という提言をおこなっている。また京都市も『隣保館の今後の在り方（案）』で、「今日、同和地区の住環境や住民の生活実態は、大きく向上、変化し、市民の人権意識も着実に高まりつつありますが、なお、同和地区にはいくつかの課題があります」「同和問題の解決に向けた今後の取組は、これまでの『特別施策』としての同和对策事業の成果の上に立って、より広く人権問題の解決の視点を踏まえ、一般施策を有効に活用する中で進めていく必要があります」という基本理念を掲げ、コミュニティセンターとしてのこれからの隣保館の設置目的を、「『コミュニティセンター』としてのこれからの隣保館（以下『コミュニティセンター（仮称）』とします。）は、地域社会における、福祉、人権問題、環境問題、生涯学習、生活安全、防災など、様々な取組による幅広い交流の中から、人と人とが結びつきをつくりだし、広め、深めるとともに、互いが認め合い、支え合う、日々の暮らしの中に人権を尊重する考え方が根付いた、共に生きる地域コミュニティの形成、すなわち、人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民の交流と地域コミュニティ活動の拠点として、その実現に向けた取組を行っていきます」としている。

これらのことをふまえるなら、これからのコミュニティセンターに期待されている役割は、以下の三点だと考えている。

① 一般施策の積極的活用により地域住民の生活自立支援に向けてコミュニティセンターがその一翼を担えるように諸活動を展開する体制の確立。
（自立支援センター機能）

② 人権・部落問題の解決に向けて周辺地域との日常的な啓発・交流活動の展開。（啓発・交流センター機能）

③ ボランティアや民間諸団体との連携による人権と福祉のまちづくりに向けた共同作業を実施できる条件作り。

(3) 地区内施設について

隣保館や浴場などの地区内施設は、そこに住む住民や関係者、行政の努力や協力によって作られてきたものや、改良事業の住環境整備の一環とし

てつくられたものである。それらの地区内施設は、部落問題をぬいても、地区内に住む人たちの利便のために利用されるのは当然である。だからといって、浴場のように地区外の利用者が増え、そのため地区内の利用者が不便しているといっても、排斥や排除はしてこなかった。国や京都市が、部落問題を解決する方向を、特別対策から一般対策へ移行する中で、地区内施設の共同利用を提起された時、同じ課題をもつ人たちの問題解決と、人権文化の構築のため、同和行政の成果の普遍化につなげていくために地元は受け入れたのである。

だからこそ、地区内施設は地区内の利用者の利便に留意しつつ、人権文化の構築という目的を達成する方向で、共同利用を推進していくべきだと考える。

7 部落のまちづくりについて

(1) 「不良住宅地区改良法」から「住宅地区改良法」へ

現在は1960（昭和35）年に公布された『住宅地区改良法』に基づいて主に改良事業が行われているが、この法律が制定されるまでは、1927（昭和2）年に公布された旧『不良住宅地区改良法』が根拠法であった。

『不良住宅地区改良法』の制定は、日本の近代化と密接に関わっている。

日本の資本主義は、1914～1919（大正3～8）年に起こった第一次世界大戦を通して急速に工業化の度合を強め、農村から都市への労働力流入によって本格的な都市問題、住宅問題を顕在化させた。当時、日本の大都市における一般的な住居水準は、封建時代の遺制をそのままにきわめて劣悪な水準におかれており、中でも、「旧穢多町」、「非人町」、あるいは「穢多部落」などといわれる部落を核とする不良住宅地区、及び農民、職人、下級武士などの没落層から構成される都市下層貧民・不熟練労働者の居住する不良住宅地区は、“貧民窟”とも“スラム”とも形容され、低位な一般労働者街よりもさらに隔絶した劣悪な状況のもとにおかれていた。しかしこの段階では、国は何ら対策を行わず放置したままであった。

しかし、1923（大正12）年に関東地方一円を襲った「関東大震災」は、木造家屋の密集した日本の過密都市が、災害に対していかに脆弱であり無防備であるかを一瞬にして曝露し、我国はじまって以来という大惨事が引き起こされた。被災地では、避難民が一時しのぎに建てた応急仮設住宅、バラック住宅が密集し、その後建替えもない中で急速に荒廃して、震災後10年経過した段階でも、東京・横浜両市の集団バラックは10万戸をこえたといわれている。また、これらのバラック街には旧来のスラムの住民が流入し、またスラムには歴大な被災者が沈殿して、それらが渾然一体と化した“震災スラム”が各所に出現したのである。

さすがにこの様な状況を放置できず、国は『不良住宅地区改良法』を制

定するのだが、この法律の第一条に『公共団体ハ不良住宅密集シ衛生、風紀、保安等ニ関シ有害又ハ危険ノ虞アル一団地ニ付本法ニ依リ改良事業ヲ行フコトヲ得』と書かれているように、そこに住む人たちの生活環境をよくするというよりも、その地域から伝染病や災害、犯罪や米騒動のような暴動が広がらないことを目的とした、社会予防法的なものであった。その上事業内容、事業の手続きが不十分であり、国庫補助の分野で現実との不適合が目立つものであった。

それらの不備を改善すべく施行されたのが『住宅地区改良法』である。この法律は、第一条で「この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」と示されており、改良住宅の建設だけではなく、道路や公園、緑地等の公共施設、隣保館、保育所、公設浴場などの地区施設の建設など、面的な整備ができるようになり、「地域ぐるみ」のまちづくりを図れるようになった。環境改善事業は、この法律によって著しく進展したのである。

(2) 京都市の改良事業

戦後、京都市は全国に先駆けて同和行政を実施するため、1948（昭和23）年に『京都市隣保館条例』を施行するとともに、市長の諮問機関として『京都市同和问题協議会』を設置し『差別観念払拭について当面市が採るべき具体的方法如何』を諮問する。1949（昭和24）年に協議会は答申を出し、それを受けて1950（昭和25）年に京都市内の部落8地区を対象にした『京都市同和地区実態調査』と、同じく部落4地区を対象にした『京都市不良住宅実態調査』に着手する。

『京都市不良住宅実態調査』では、当時の京都市の部落の概観を次のように述べている。

「両側の家が今にも崩れそうになっている狭い路地を入れてゆけば、その突当たりには、人の住む家よりはるかに立派な地蔵がまつられている。そのうしろに持主の判然としない、なべ、かまの乱雑にとり残された共同井戸がある四隅に丸太を立て、トタン板をのつけたほどのもので、雨を防ぐべくもない荒廃むきだしのままである。流し場は飯粒、野菜の切れ端し、茶殻などでよごれている。時折、放し飼いの鶏が流しの上にあがりこんでつまみぐいをしている」「共同井戸のうしろには共同便所がある。その戸も完全にはしまらず、半分開いたかっこうで、この路地一帯に悪臭を漂わせている」「路地は一端入ると容易に出口が見つからない。路地に沿ってまんべんなく家が建てこんでいる。見るからに日当りの悪い、多くは1室、あるいは2室、多くて3室しかない住居である。部屋の中は、1日中電灯をつけていなければ全く用を足すことができないような家さえ多い。柱は

傾き、その根元は年代の古いのと度重なる浸水で大半腐朽している。棟は波打ち、雨樋は完全に姿を消し、屋根に落ちる雨水は全部この路地に落ちてくる。路地はこの雨水で掘りかえされ、耕やされて不規則な勾配をつくり凹凸を極めている。落ちてきた雨水は順調に排水されず、排水すべき水路はつまり、大雨の度に路地にはんらんし、路地はみぞとなり、川となる」。

また、『京都市同和地区実態調査』では、まず冒頭に『不良住宅地区改良法』第一条を引用し「地区が一般社会に対して与える衛生・風紀・保安上の有害または危険性という観点からのみ問題視され、それ以前に、まず地区の住民に対して地区の実態が与えている衛生・風紀・保安上の有害または危険性という点がとかく閑却視されがちであった」と、従来の社会予防的同和对策を厳しく批判してから、実態調査の結果を概ね以下のように明らかにしている。

・人口密度	1ヘクタール	350人	(全市 20人)
・戸数密度	1ヘクタール	70.7戸	(全市 3.9戸)
・道路	巾員2m未満	53%	
・住宅	2室以下	57.6%	
	9畳以下	57%	
	道路に通じていない	もしくは巾員1.8m未満の路地へ	
		27.3%	
・炊事場	本来台所として使用されることのない家	40.9%	
・給水源	共用(井戸、水道)	7割前後	
・便所	共用	62%	
・就労	日雇	33.2%	皮革業 12.6%
・生計	月の生活費10,000円以下	85.7%	
	(全市 12,000円以上	75.9%)	
・教育	不就学率	小学校 6.5%	(全市 0.46%)
		中学校 28.9%	(全市 2.77%)
	不就学理由	小学校 貧困 38.3%	働かせるため 7.8%
		中学校 貧困 35.4%	働かせるため 8.8%

1951(昭和26)年には、京都市職員によるオールロマンス差別事件が生起し、このような実態を放置してきた行政責任が問われる。京都市ではそれを契機として、1952(昭和27)年に『今後における同和施策運営要綱』を策定し、全庁的な執行体制が整備され、部落の環境改善に取り組むのである。

しかし、当時の法的根拠としては『不良住宅地区改良法』しかなかったが、運用面に多くの問題があったため、「古い不良住宅地区改良法という

制度の上に乗って、また公営住宅という制度を取り入れながら」（『改良事業の歴史と展望』高橋清元京都市改良事業室長著）ということで、1951（昭和26）年に制定された『公営住宅法』の第16条を適用し、1952（昭和27）年に改良事業に着手した。

しかしこの事業は、老朽建物住宅を買収除却し、低所得者向け第二種公営住宅を建てるという方法であり、雨が降れば雨がもる、もれば重なりあって寝なければならないというような、老朽化した危険な住宅に住む人たちに、鉄筋の中層耐火住宅を建てることによって、なんとか雨露だけはしのげる条件を作ろうというものしかなく、これからのまちづくりの展望をもてるものではなかった。面的な整理のできる手法が必要だということで、京都市会の環境改善委員会や西日本の不良住宅地区改良事業連絡協議会等が、国に対して強く運動を進めた結果、1960（昭和35）年に『住宅地区改良法』が施行されたのである。この法律の出現によって、環境改善事業は飛躍的に進展し、崇仁地区を除く京都市内の改良事業実施地区は、改良住宅の建設をはじめとして、道路や公園、緑地等の公共施設が整備され、各種公共施設が建設されるなど、部落の劣悪な住環境は大きく改善されてきたのである。

ここで、公営住宅と改良住宅の違いを押さえておく。

『公営住宅法』は、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを」目的としている。しかし改良住宅は、不良住宅が密集している地区の住み替えが基本となっている。そのため、対象住宅にはさまざまな居住実態があり、公営住宅のように住宅の提供だけで済まないケースも出てくるのは当たり前である。しかも、経済基盤の弱い部落民が起業するには多くの困難が伴うものであり、部落問題を解決するために建設された改良住宅を自営に利用することを、全て否定できるものではない。

不正・不当な入居は正されなければならないが、生活権に及ぶものについては、的確な基準を示し適切な対処が望まれる。

また、改良事業の対象地区は、不安定就労者が多く、収入が低い上に安定していなかったため、家賃を高額に設定すると入居できない人が多く出てくる可能性があった。事業の趣旨からいっても、対象地区の住民が入居できなければ意味がなく、努力すれば払える額を目安として家賃が決定された。それでも、日々の不安定な生活の中で、家賃を払っていけるか、不安を持つ人も多くいたという。その後、実態の変化による見直しなどを経て、2000（平成12）年から応能応益家賃制度が導入され、基本的に一般公営住宅と同様の家賃体系が適用されている。

ただ、改良事業実施地区の住居は公営住宅が8割以上を占める中で、1980（昭和55）年代以降には、大量の人口流出による人口減少、高齢

化率の上昇、貧困化が顕著になってきた。部落民の住み替え対策として建てられた改良住宅の位置づけが、一般公営住宅に変えられ、家賃も応能応益制度が導入された結果、収入の高い人ほど高い家賃を負担しなければならなくなり、部落の中に安定収入層が定着しにくくなるという構造ができあがってしまった。その上、部落の村落共同体意識が、改良事業によってその基盤を崩し、時代の大きな変化とあいまって希薄化しつつある。そこへ、公営住宅の一般公募を進めていくと、必然的に地区外の低所得者層を吸収することとなり、部落の「鉄筋スラム」化を進めることになりかねない危険性すらもっている。

これからは、『住宅地区改良法』のみの手段ではなく、あらゆる手段を考慮に入れて、まず高齢化率が高いという実態をふまえて、高齢者が住みやすいということを基本にすえた、安全性で利便性の高い、また、多様な階層が住むことのできる住宅建設を可能にする、新たなまちづくり計画を策定し、実現に取り組む必要があると考える。

8 部落差別の現状

部落差別は、依然と根強く存在している。

京都市内で、山科の税理士(父)が、息子の結婚時に、相手の女性の出自を確認するために、友達の司法書士に身元調査を依頼するという事件が起こった。その司法書士は、職務上請求用紙を使い、女性の戸籍を不法取得して身元調査をおこなった。父親はその戸籍謄本を息子に見せ、「血が穢れる」と結婚に反対したのである。

また、結婚差別事件や、大阪・兵庫・宝塚の行政書士による戸籍の不正取得事件などの追求から、第8・9・10の部落地名総鑑が発覚した。さらには、フロピイーデスクによる部落地名総鑑まで見つかっている。部落地名総鑑事件は、1975年に発覚したが、30年以上たった今日においても、商売にし、金儲けの道具として活用されていたのである。しかし、そのような商売が成立しているのは、社会的批判が高まっても、それを求め続ける人間が多数存在しているからである。求める人の目的は、結婚や就職時に部落民を排除したり、部落と関らないためである。

今日の社会は、バブル経済の崩壊後、不況が深刻化し、企業のリストラや合理化、また、小泉構造改革路線による行財政の合理化が進められ、正規雇用の人たちの割合が少なくなり、フリータやニートと呼ばれる不安定な労働者が多く作り出されている。「勝ち組、負け組み」という言葉が生まれ、格差社会が進む現実の中で、悲しいかな差別落書きや投書、インターネット上の差別書き込みなどの差別事件が増え続けている。この事実が、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」という社会意識が根強く、差別が不満の捌け口となって作用しているからだと考えられる。

部落解放同盟は、このような差別をなくすため、特に人権侵害を受けた人

を救済するため、「人権侵害救済法」実現の国民運動を展開している。また、先にみたように、戸籍が暴かれることによって、人生をむちゃくちゃにされた部落民が多数存在しているし、戸籍が生み出す差別は、部落差別だけに止まらない。そのため、戸籍法の改正についても取り組んでいる。

私たちは、あらゆる差別を生み出さない制度を確立することと、人権啓発が一体になってこそ、真の問題解決につながると確信している。

9 最後に

部落差別が完全になくなったなら、同和行政も必然的になくなるものである。しかし、残念ながら未だに部落差別が厳存しており、その解決に向けた行政課題やニーズもある。それは、国や京都市も認めてきたことであり、従来の説明では、その解決する方法を特別対策から一般対策へ移行したというものであった。

その移行は、必然的に部落民と同じ課題やニーズをもつ、部落外の人々をも視野に入れたものとなり、人権行政の確立を推進していくものだとも私たちは認識している。だからこそ、部落に建設された隣保館を初めとする地区内施設が、人権行政の拠点としての役割を担い、同和行政で得た成果や知識、スキルを人権行政に役立ててほしいと願っているのである。

貴「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」におかれては、私たちの考えをご検討いただき、差別撤廃から逆行することのない提言をいただくことを心からお願いするものである。